

## 解 説

### デリバティブ取引の会計の動向 (3)

#### — オプション取引の会計処理に関する 実態分析 —

##### I はじめに

証券・金融市場のグローバル化や企業の金融活動の活発化を背景に、デリバティブに対する関心が拡大化するとともに、その会計処理および開示に対する改善要求の機運が高まってきた。例えば、1998年6月には、米国財務会計基準審議会(FASB)から、FASB基準書第133号『デリバティブとヘッジ活動に関する会計』<sup>(1)</sup>が公表され、同年12月には、国際会計基準委員会(IASC)から、IASC公開草案E62『金融商品：認識と測定』<sup>(2)</sup>が公表された。

このような国際的動向と歩調を合わせる形で、わが国では、本年1月に、大蔵省企業会計審議会が『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』(以下では、『意見書』と指称する)を公表した。この『意見書』はFASBやIASCと同様に、デリバティブ取引について、時価評価とヘッジ会計の適用を要請するものであり、わが国の会計基準もその国際化に向けて新たな一歩を踏み出すこととなった。

本稿の目的は、このような状況を踏まえ、デリバティブ取引の会計処理に関するわが国の現状を浮き彫りにすることにある。具体的には、日本簿記学会・簿記実務研究部会が実施した「デリバティブ取引の会計処理に関するアンケート調査」<sup>(3)</sup>に基づき、デリバティブ取引の1つであるオプション取引に焦点をあて、その会計処理に関する実務の多様な実態を浮き彫りにしてみたい。

##### II オプション取引の概要と会計基準

###### 1 オプション取引の概要

オプション取引とは、「将来の一定期日または一定期間内に、一定の価格(行使価格)で、特定の対象商品等を買う権利または売る権利を売買する契約」をいう。この場合、対象商品を買う権利を「コール・オプション」と

いい、売る権利を「プット・オプション」という。オプションを売買するとき、買い手は売り手に対して対価を支払わなければならない。この対価が「オプション料」とよばれ、本源的価値(現時点でオプションを行使した場合に得られる価値)と時間的価値(現時点から行使期日までに対象商品の価格が変動することに対する期待値)の2つから構成される。つまり、オプション取引では、買い手と売り手に次のような権利と義務が生じる。

- ① オプションの買い手は、オプション料を支払うことによって、一定期日または一定期間内に、行使価格で対象商品を買う権利(コール・オプション)または売る権利(プット・オプション)を取得する。
- ② これに対し、オプションの売り手は、オプション料を受取る代わりに、一定期日または一定期間内に行使価格で対象商品を売る義務(コール・オプション)または買う義務(プット・オプション)を負うことになる。

このようなオプション取引の特徴は、買い手は権利のみを有し、売り手は買い手の権利行使があった場合に限り、それに応ずる義務を有する点にある。つまり、オプション取引は、次のような特徴を有している。

- ① コール・オプションの買い手は、対象商品の市場価格が行使価格よりも値上がりしている場合、また、プット・オプションの買い手は、対象商品の市場価格が行使価格よりも値下がりしている場合に権利を行使することになるが、逆の場合には、オプション料を無効にして権利を放棄することができる。
- ② 他方、オプションの売り手は、買い手が権利を行使した場合にそれに応ずる義務を有するだけであり、買い手に対して権利行使を強制できない。

このことから、従来、オプション取引は、買い手の権利行使による損益の発生(買い手の利益=行使価格と市場価格の差額-オプション料、売り手の損失=行使価格と市場価格の差額-オプション料)、または、権利放棄による損益の発生(買い手の損失=オプション料、売り手の利益=オプション料)が将来見込まれるにすぎない取引であり、未履行契約または偶発債務とみなされてきた<sup>(4)</sup>。

〔表1〕 オプション取引の会計基準および開示基準

(1) オプション取引の定義（「財務諸表等規則」第8条第7項）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプション取引は、デリバティブ取引の1つであり、上場オプション（有価証券オプション、金融オプション、商品オプション）および店頭オプションの取引が含まれる。</li> </ul>	
(2) オプション料の表示科目（大蔵省企業会計審議会『先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について』（1990年）、「財務諸表等規則取扱要領」第57および第119）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプション料の貸借対照表価額は、売建時または買建時に授受されるオプション料の額とし、売建時の受取オプション料は前受金（負債）に属し、買建時の支払オプション料は前渡金（資産）に属する。</li> </ul>	
(3) 買建通貨オプションの会計処理（「外貨建取引等会計処理基準」一2（1）②ホ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨建短期金銭債権債務に付された買建オプションは、権利行使価格が決算時の為替相場より著しく有利な状態にあり、権利行使が確実に見込まれる場合には、為替予約と同様の処理を行う。</li> </ul>	
(4) オプション取引の開示（「財務諸表等規則」第8条の8）	
① 取引の状況に関する事項（定性的情報に関する開示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 取引の内容</li> <li>(イ) 取引に対する取組方針</li> <li>(ウ) 取引の利用目的</li> <li>(エ) 取引に係るリスクの内容</li> <li>(オ) 取引に係るリスク管理体制</li> <li>(カ) 「取引の時価等に関する事項」の補足説明</li> </ul>
② 取引の時価等に関する事項（定量的情報に関する開示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象物の種類（通貨、金利、株式、債券、商品等）ごとに、次の事項を開示する。</li> <li>(ア) 契約額（オプション取引の契約額を記載し、オプション料の貸借対照表計上額をかつこ書する）</li> <li>(イ) 時価</li> <li>(ウ) 評価損益（オプション料の貸借対照表計上額と時価との差額）</li> <li>(エ) 時価の算定根拠</li> </ul>

## 2 オプション取引の会計基準

わが国では、今回の『意見書』によって、デリバティブ取引全体に関する包括的な会計基準は示されたものの、オプション取引に関する個別的・具体的な会計基準は示されていない。〔表1〕は現行の会計基準のうち、オプション取引の会計処理および開示に関するものを要約的に示したものである。この表に示すように、オプション取引に関する現行の会計基準は限定的であり、専ら開示基準の拡充といった形で展開されてきた。

## III オプション取引の会計処理に関する実態分析

### 1 オプション取引の利用目的の実態

まず、〔表2〕をみられたい。この表は、調査時点（1998年6月）でデリバティブ取引を行っていた会社（64社）について、その取引の種類と利用目的に関する調査結果を集約したものである。この表から明らかなように、デリバティブ取引の総件数は273件であり、その種類の内訳は、「スワップ取引」が110件（40%）と最も多く、次いで、「先渡取引」が74件（27%）、「オプション取引」が55件（20%）、「先物取引」が27件（10%）であった。また、これらの利用目的は、「ヘッジ目的」が200件（74%）と最も多く、次いで、「資本調達コスト削減目的」が39件（14

[表2] デリバティブ取引の利用目的の実態

取引の種類	利用目的	利用目的			合 計	
		ヘッジ目的	投機目的	資本調達 コスト削減 目的	(該当会社数:64社)	
1 先渡取引	①為替予約取引	56件	5件	3件	64件	74件
	②金利先渡取引	3	1	2	6	
	③為替先渡取引	3	1	0	4	
2 先物取引	④通貨先物取引	0	0	0	0	27
	⑤金利先物取引	4	2	1	7	
	⑥債券先物取引	7	3	0	10	
	⑦株価指数先物取引	6	4	0	10	
3 オプション取引	⑧通貨・通貨先物オプション取引	17	4	0	21	55
	⑨金利・金利先物オプション取引	6	1	4	11	
	⑩債券・債券先物オプション取引	6	3	0	9	
	⑪商品・商品先物オプション取引	3	2	0	5	
	⑫株価指数オプション取引	5	4	0	9	
4 スワップ取引	⑬通貨スワップ取引	21	0	2	23	110
	⑭デット・アサンプション	2	0	5	7	
	⑮金利スワップ取引	44	3	17	64	
	⑯キャップ・フロアー取引	13	1	2	16	
5 複合取引	⑰上記の複合取引	4	0	3	7	7
合 計		200	34	39	273	

%)、「投機目的」が32件(12%)であった。このように、デリバティブ取引は、その7割強が「ヘッジ目的」であった。

ここで、本稿の検討課題である「オプション取引」(55件)に着目すれば、その種類の内訳は、「通貨・通貨先物オプション」が21件(38%)と最も多く、次いで、「金利・金利先物オプション」が11件(20%)、「債券・債券先物オプション」と「株価指数オプション」がそれぞれ9件(16%)、「商品・商品先物オプション」が5件(10%)であった。また、これらの利用目的は、「ヘッジ目的」が37件(67%)と最も多く、次いで、「投機目的」が14件(26%)、「資本調達コスト削減目的」が4件(7%)であった。このように、オプション取引についても、「ヘッジ目的」がその約7割を占めていた。

## 2 オプション取引の会計処理と表示の実態

次に、[表3]をみられたい。この表は、オプション取引を行っていた会社(27社)について、その会計処理と表示に関する調査結果を集約したものである。本調査では、①オプション料の性格、②オプション料の処理方法、③オプション料の表示科目、および④オプション料の期末評価法について調査し、それぞれ次のような実態が明らかとなった。

### (1) オプション料の性格

オプション料の性格(授受時の会計処理)については、次の2つの考え方がある<sup>(5)</sup>。

- ① 費用・収益として処理
- ② 資産・負債として処理

「費用・収益として処理」する方法は、オプション料を授受した時点で、これを費用(支払オプション料)ま

〔表3〕 オプション取引の会計処理と表示の実態

調 査 項 目		該当会社数	合 計	
(1) オプション料の性格	① 費用・収益として処理	7社	27社	
	② 資産・負債として処理	20		
(2) オプション料の処理方法	① 区分計算法	0	20	
	② 一括法	20		
(3) オプション料の表示科目	(ア) 流動資産	① 前渡金（または前払金）	5	12
		② 前払費用	3	
		③ 仮払金	2	
		④ その他流動資産	2	
	(イ) 流動負債	① 前受金	5	12
		② 前受収益	2	
		③ 仮受金	2	
		④ その他流動負債	3	
(4) オプション料の期末評価法	① 据置原価法	18	21	
	② 低価法（または高価法）	0		
	③ 時価法	3		
	④ 期間配分法	0		

たは収益（受取オプション料）の実現とみなし、即時に損益として認識する方法である。これに対し、「資産・負債として処理」する方法は、これを資産（支払オプション料）または負債（受取オプション料）の発生とみなし、貸借対照表に計上する方法である。現行の会計基準では、「資産・負債として処理」する方法を要求しているにもかかわらず、「費用・収益として処理」する方法もかつて一般的であったことから、実態調査では、その方法を適用する会社が7社（26%）みられた。

#### (2) オプション料の処理方法

オプション料の処理については、次の2つの方法がある。

- ① 区分計算法
- ② 一括法

「区分計算法」とは、オプション料をその構成要素である本源的価値と時間的価値に区分し、後者（時間的価値）を時間の経過とともに各期間に配分していく方法である。これに対し、「一括法」とは、オプション料をすべて時間的価値とみなし、権利行使日までの期間に配分し

ていく方法である。「区分計算法」は、ヘッジ目的の買建オプションに適用可能な方法とされるのに対し、「一括法」は、非ヘッジ目的のオプションやヘッジ会計の適用対象になじまない売建オプションに適用可能な方法とされる。しかし、実態調査では、オプション取引の利用目的のほとんどがヘッジ目的であったにもかかわらず、すべての会社（20社）が「一括法」を適用し、「区分計算法」を適用する会社はみられなかった。

#### (3) オプション料の表示科目

オプション料の表示については、現行の会計基準では、受取オプション料は前受金に属し、支払オプション料は前渡金に属するとされる。しかし、オプション料については、購入目的（ヘッジや非ヘッジ）等の相違からその性格を一義的に決定することはかなり困難である。このことを反映し、実態調査では、受取オプション料については、「前渡金（または前払金）」、「前払費用」、「仮払金」、「その他流動資産」といった科目がみられ、また、支払オプション料については、「前受金」、「前受収益」、「仮受金」、「その他流動負債」といった科目がみられた。

## (4) オプション料の期末評価法

オプション料の期末評価については、次の4つの方法がある。

- ① 据置原価法(決済まで原価のまま据え置く方法)
- ② 低価法(売建オプションの場合は高価法)
- ③ 時価法(時価に洗替える方法)
- ④ 期間配分法(時間の経過とともに期間配分する方法)

現行の会計実務との調和を重視すれば、原価法または低価法が適用されるのに対し、有用な投資意思決定情報の提供を重視すれば、時価法を適用すべきである。実態調査では、現行の会計実務を重視する立場から、原価法(据置原価法)を採用する会社が18社(86%)と圧倒的であったが、時価法を適用している会社も3社(14%)みられた。

## IV オプション取引とヘッジ会計

## (1) ヘッジ会計の意義

前節で指摘したように、オプション取引の利用目的は、そのほとんどがヘッジ目的であった。通常、ヘッジ活動は、ヘッジ対象に係る損益がヘッジ手段(例えばオプション)に係る損益によりその全部または一部が相殺されるものと期待して行われる。しかし、ヘッジの構成要素であるヘッジ対象とヘッジ手段の損益認識方法の相違により、両者の損益が期間的に対応しない場合(ミスマッチ)が起こりうる。このようなミスマッチを解消し、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理がヘッジ会計である。

## (2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計には、次の3つの方法が区別される。

- ① 繰延ヘッジ会計：取得原価という測定属性に重点をおき、時価で評価されている側の損益を繰り延べる方法をいう。『意見書』では、「時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法」とされる。
- ② 時価ヘッジ会計：時価という測定属性に重点をおき、取得原価で評価されている側の損益を時価の変

動時に認識する方法をいう。『意見書』では、「ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法」とされる。

- ③ 混成アプローチ：ヘッジ対象またはヘッジ手段のいずれか一方に注目し、注目した方の評価基準に合わせて他方の損益を認識する方法をいう。例えば、ヘッジ対象に注目する場合、ヘッジ対象が時価で評価されていればヘッジ手段も時価で評価され、ヘッジ対象が取得原価で評価されていればヘッジ手段も取得原価で評価される。この方法は、「繰延ヘッジ会計」と「時価ヘッジ会計」の折衷案とみることができる。

「繰延ヘッジ会計」は現行の会計実務(原価法)と整合性があり、予定取引にも適用できる等の利点があるのに対し、「時価ヘッジ会計」はヘッジの取引実態を適切に反映でき、具体的適用が容易である等の利点がある。FASB基準書第133号では、「時価ヘッジ会計」が採用され、「繰延ヘッジ会計」は認められない。これに対し、『意見書』では、「繰延ヘッジ会計」が原則的方法とされ、「時価ヘッジ会計」は例外的方法とされる。

## V むすび

本稿の目的は、「デリバティブ取引の会計処理に関するアンケート調査」を素材に、オプション取引の会計処理に関する多様な実態を浮き彫りにすることであった。既に指摘したように、わが国では、『意見書』の公表により、2000年4月1日以後に開始する事業年度から、デリバティブを含む金融商品について、時価評価とヘッジ会計の適用が要請される。かかる方向での会計基準の整備は、企業の取引実態を的確に把握し、その透明性を高めるものと期待されている。しかし、本稿で浮き彫りにしたように会計実務の現状は実に多様であることから、新たな会計基準が制度として適正に定着するためには、当該会計基準に対応した個別的・具体的な実務指針の策定が喫緊の課題とされる。

注

- (1) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Financial Accounting Standards Board, 1998. *A Review of Statement 133 Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Financial Accounting Standards Board, 1998.
- (2) IASC, Exposure Draft E62, *Financial Instruments : Recognition and Measurement*, International Accounting Standards Committee, 1998.
- (3) 本調査の調査対象会社は、日本内部監査協会に所属する会員会社913社のうち、初年度(1997年)のアンケートでデリバティブ取引を行っているとは回答した177社であり、有効回答会社は71社(有効回収率41%)であった。回答会社のプロフィールおよび調査結果の詳細については、次を参照されたい。日本簿記学会・簿記実務研究部会「金融取引の簿記処理に関する実務研究」最終報告, 日本簿記学会第14回全国大会報告要旨集, 1998年, 25-51頁。浦崎直浩「デリバティブ取引の会計の動向(2)-先物取引の利用実態と会計の動

- 向」『先物・オプションレポート』, 第11巻第3号(1999年3月), 7-10頁。古賀智敏・瀧田輝己・河崎照行・松本敏史・浦崎直浩・羽藤憲一「特別調査報告: 第1部デリバティブ取引の簿記処理に関する実態調査」『月刊監査研究』, 第25巻第4号(1999年4月), 15-28頁。
- (4) 日本簿記学会・簿記実務研究部会, 前掲要旨集, 40-41頁。
- (5) オプション取引をめぐる会計問題については、次の文献を参照した。オプション取引会計基準研究委員会『オプション取引会計基準形成に向けての調査研究』企業財務制度研究会, 1992年。中央監査法人編『デリバティブの会計と税務』日本経済新聞社, 1996年。矢澤富太郎監修・太田昭和監査法人編『新金融商品の会計: デリバティブを中心として』税務経理協会, 1997年。

( 甲 南 大 学 教 授 )  
( 河 崎 照 行 )

### 日経平均株価構成銘柄の一部入替えについて

日本経済新聞社は、平成11年3月16日、日経平均株価について、構成銘柄の合併による上場廃止に伴い、下記のとおり、構成銘柄の一部入替えを行うことを発表しました。

記

日経平均株価

〔除外銘柄(コード)〕	〔補充銘柄(コード)〕	〔実施日〕
三菱石油 (5004)	クラリオン (6796)	平成11年3月25日
ナビックスライン (9105)	N T T データ (9613)	

以上